福岡県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ＮＴＴコムソリューションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社、株式会社ドコモＣＳ、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

佐賀県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

長崎県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

熊本県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州、株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州及び医療法人創起会くまもと森都総合病院

大分県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

宮崎県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

鹿児島県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

沖縄県　西日本電信電話株式会社、ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ　ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティングアクト、株式会社ＮＴＴフィールドテクノ、テルウェル西日本株式会社、ドコモ・サポート株式会社、株式会社ドコモＣＳ九州及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空ユニオンから、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月14日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社、株式会社ＪＡＬエンジニアリング及び株式会社ＪＡＬスカイの全職場（北海道、青森県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、自治労・公共サービス清掃労働組合から、賃金引上げの要求に関して、平成27年３月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

埼玉県　都北運輸株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社及び株式会社ヨドセイ

東京都　都北運輸株式会社、東喜運輸株式会社、丸都運輸株式会社、第一輸送株式会社、協立輸送株式会社、株式会社飯塚運輸、白井運輸株式会社、高嶺清掃株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社、株式会社ヨドセイ、都清掃株式会社及び中野運輸株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月23日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、昭和運輸株式会社から、自治労・公共サービス清掃労働組合昭和支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年３月16日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本エアコミューター乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月15日以降、同組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場（大阪府、兵庫県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日立物流労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月25日以降、同組合の組合員が従事する株式会社日立物流の全職場（北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県及び宮崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ヨドセイから、自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成27年３月15日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年３月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久